

**浜岡原子力発電所 お客さま向けホームページにおける
運転情報等でお知らせする内容の一部見直しについて**

2016年10月17日

当社は、浜岡原子力発電所お客さま向けホームページにおける「運転情報等でお知らせする内容について(注1)」を10月18日より一部見直すためお知らせいたします。
見直す内容と経緯については、以下のとおりです。

内容

- (1) 表1-11「発電所敷地内に消防車の出動要請をしたとき。」の追加
- (2) 表2-16「発電所において、火災報知器が作動したとき。」の「運転情報等でお知らせする内容」からの削除および「その他の事項」への追加

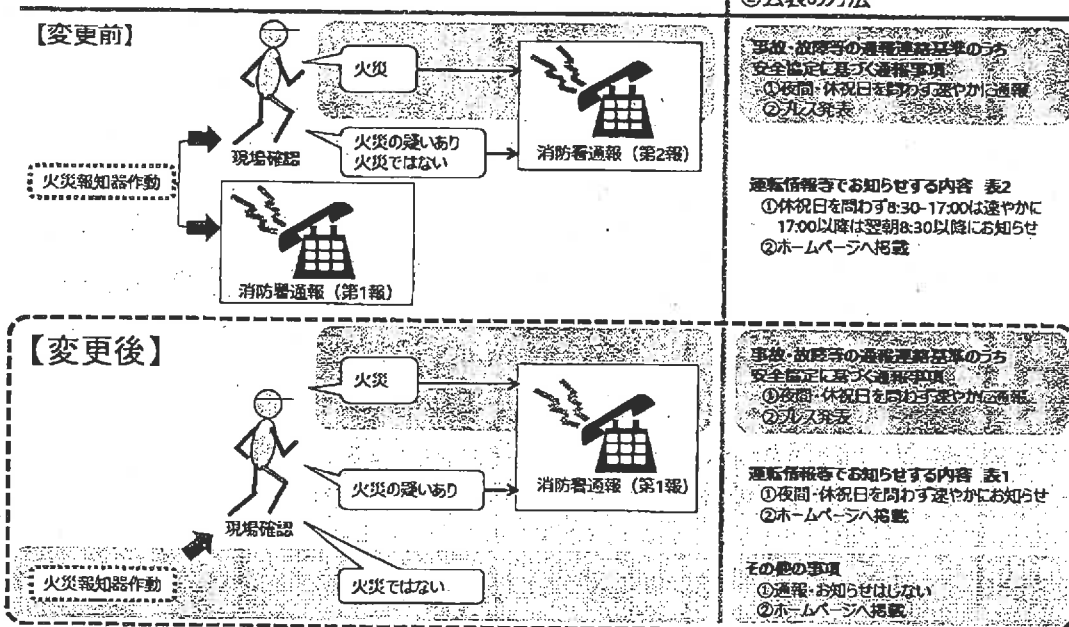
経緯

浜岡原子力発電所では、火災報知器が作動した都度、速やかに消防署へ通報するとともに、「運転情報等でお知らせする内容」の表2-16としてお知らせをしてきました。

このたび、火災報知器作動後の発電所における初動対応について、これまでの取り組み(注2)により強化されていることを踏まえ、現場を速やかに確認し、火災を確認した場合や、火災の確認はできないものの煙や異臭等火災の疑いを確認した場合等に消防署へ通報する運用へ見直すこととしました。

消防署へ通報するタイミングを変更することから、「運転情報等でお知らせする内容」についても見直すこととしました。具体的には、消防署への通報により消防車の出動を要請した場合は、社会的影響が高い事象であることから、夜間・休祝日を問わず速やかにお知らせする表1の事象(注1)としてお知らせすることとします。また、火災報知器作動後、消防署への通報により消防車の出動を要請しない場合(注3)については、「その他の事項」としてホームページに掲載することとします。なお、火災が確認された場合は、これまでどおり、「事故・故障等の通報・連絡基準」のうち安全協定に基づく通報事項(注4)として夜間・休祝日を問わず速やかに通報します。

火災報知器作動後の消防署へ通報するタイミング



当社は、今後も発電所運営の透明性をより高めるため、情報公開に努めてまいります。
(運転情報等でお知らせする内容については、こちらをご覧ください。)

- (注1) 「運転情報等でお知らせする内容について」とは、発電所の安全・安定運転に影響のない軽度な機器の故障等が発生した場合にお知らせする項目をとりまとめたものです。静岡県および4市(御前崎市、牧之原市、掛川市および菊川市)へのお知らせの有無およびお知らせのタイミングの違いにより、「表 1」、「表 2」、「その他の事項」に事象を分類しています。

運転情報等でお知らせする内容	表 1	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休祝日を問わず速やかに事象の概要についてお知らせをおこなう ・発電所ホームページに掲載する
	表 2	<ul style="list-style-type: none"> ・休祝日を問わず 8:30-17:00 は速やかに事象の概要についてお知らせをおこなう ・17:00 以降は翌朝 8:30 以降に事象の概要についてお知らせをおこなう ・発電所ホームページに掲載する
その他の事項		<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせはおこなわない ・発電所ホームページに掲載する

- (注2) 主に以下の取り組みを実施してきました。
- ・防災業務を専門的に実施する組織を設置し初期消火体制を強化しました。
 - ・現場確認カメラを増設し火災の早期感知に向けた取り組みを実施してきました。
 - ・火災報知器作動後に現場確認および初期消火を実施する要員について、初動対応の教育および消火訓練を実施してきました。
- (注3) 火災報知器が作動しても消防車の出動を要請しない場合とは、火災報知器の誤作動等により、速やかに火災でないことまたは火災の疑いがないことを確認できた場合です。
- (注4) 「事故・故障等の通報・連絡基準」のうち安全協定に基づく通報事項とは、地方公共団体と当社との間で浜岡原子力発電所の周辺環境の安全を確保することを目的に締結している以下の協定書に定められた事象であり、当該事象が発生した場合は、静岡県、4市および5市2町に事象の概要について通報をおこないます。
- ・静岡県ならびに4市(御前崎市、牧之原市、掛川市および菊川市)と当社の間で締結している「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」
 - ・静岡県ならびに5市2町(島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市、吉田町および森町)と当社の間で締結している「浜岡原子力発電所の周辺市町の安全確保等に関する協定書」

以上